

平成28年12月16日

神奈川県薬剤師連盟
会長 川田 哲 様
公益社団法人 神奈川県薬剤師会
会長 加藤 昇一 様

神奈川県への要望の回答 送付について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による予算要望ヒアリングにおける県からの回答を別紙のとおりお送りさせていただきますので、ご確認下さい。

県からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られていない点多々ございますが、我が党、医療・福祉グループにて、ご要望に対し一歩でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、ご懇談の機会をお作りいたしますので、何時でもお申し出頂きたいと存じます。

今後とも、我が党に対する変わらぬご支援、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会	医療・福祉グループ
グループ長	敷田 博昭
事務局長	原 聡祐
委員	小川 久仁子
委員	細谷 政幸
委員	高橋 栄一郎
委員	神倉 寛明
委員	田村 雄介
委員	綱嶋 洋一

回答様式

NO	28-001	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局
----	--------	----------	-----------	----	-------

件名	薬物乱用防止、危険ドラッグ使用禁止等の啓発活動について
要望 要 旨	<p>薬剤師会は、地域、学校、街頭などで薬物乱用防止や危険ドラッグ使用禁止について啓発活動を行っているが、予算の関係で啓発資材等の作成が十分でないことから、県での予算措置をお願いしたい。</p> <p>県民全体への啓発活動について、新聞広告等が考えられるが予算が必要なため、県での事業展開をお願いし、協力活動としたい。</p>
	<p>県薬剤師会には、県内の各種機関・団体が連携し、県民と一体となって啓発運動を行う「薬物クリーンかながわ推進会議」の一員として、県とともに、街頭キャンペーンや講演会の開催など、年間を通じて薬物乱用防止の啓発活動に取り組んでいただいているところです。</p> <p>今後とも、「薬物クリーンかながわ推進会議」において、県薬剤師会をはじめとした各種機関・団体と連携・協調しながら薬物乱用防止の啓発活動を推進してまいります。</p> <p>このため、全ての会員薬局に配布する啓発資材作成の予算措置は困難ですが、地域で行う薬物乱用防止キャンペーンなど、個別の活動に対する啓発資材の提供等については、できる限り協力をさせていただきます。</p> <p>県民全体への啓発活動については、薬物乱用防止教室の開催、広報紙「県のたより」やホームページでの広報に加え、危険ドラッグ乱用防止啓発映像をYouTube や街頭ビジョンで放映するなど、平成 26 年度から啓発活動を強化しています。</p>

回答様式

NO	28-002	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局
----	--------	----------	-----------	----	-------

件名	かながわ高齢者保健福祉計画におけるかかりつけ薬剤師・薬局の明確な位置づけについて
要望 要旨	今後の地域包括ケアシステムの推進には、かながわ高齢者保健福祉計画において「かかりつけ薬局・薬剤師」の明確な位置づけが必要と考える。
<p>県では、高齢者が、介護や生活支援が必要になっても、住み慣れた地域で引き続き安心して暮らすことができるよう、医療・介護・住まい・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。</p> <p>国が策定した「患者のための薬局ビジョン」では、2025年までに、全ての薬局がかかりつけ薬局になり、地域包括ケアシステムの一翼を担うことが求められています。</p> <p>このため、「かながわ高齢者保健福祉計画」に位置づけ、県で開催している地域包括ケアの課題等の情報共有と検討を行なう「地域ケア会議」には、薬剤師団体の方にも加わっていただいているところです。</p> <p>「かながわ高齢者保健福祉計画」は、平成29年度に次期計画の策定を予定しておりますので、策定に当たっては、御要望の趣旨を踏まえて検討してまいります。</p>	

回答様式

NO	28-003	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	-----------	-----	-------

件名	完全分業の実施のためについて
要望 趣旨	医師法、薬剤師法および薬剤師法に含まれる「医師の調剤についての例外規定」を削除するよう求める。
<p>【回答】</p> <p>医薬分業は、国民医療の質的向上を図るという理念で推進されてきており、平成 27 年度時点で 70%に達した。今後も、かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図り、患者・住民から真に評価される医薬分業の実現を目指してまいりたい。</p>	

回 答 様 式

NO	28-004	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------------	-----------	-----	-------

件 名	薬局開設者の責務について
要 望 趣 旨	非薬剤師の開設者に対して、薬事関係法規等の理解と遵守を目的として、必要な研修を毎年受講しなければならないような法整備をお願いしたい。 また、薬局の管理者が開設者に必要な意見を述べた際に立場を危うくすることがないように、管理薬剤師を守る法整備をお願いしたい。
<p>【回答】</p> <p>薬局開設者に対しては、通知により関係法令及びガイドラインに従った薬局業務の適正な運営に努めるよう求めており、行政や地域の薬剤師会等が実施する研修会等への参加を促している。</p> <p>また、医薬品医療機器等法には、薬局開設者の義務として、薬局の管理者の意見を尊重しなければならない旨が規定されており、遵守状況を確認するために都道府県知事が職員に立入・検査させることができることとなっている。</p> <p>ご要望に関しては、まずは現行の法制度等により適切な薬局の運営を進めてまいりたい。</p> <p>なお、公益通報者保護法により、薬局に限らず、事業者内部の労働者が公益のために事業者の法令違反行為を通報した際に、解雇等の不利益な取扱いをすることは禁止されている。</p>	

回答様式

NO	28-005	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	-----------	-----	-------

件名	医師による医薬品の販売について
要望 趣旨	医師が医薬品を販売することを可能にしている医師法第 22 条但し書きを削除されたい。

【回答】

- 医師法第 22 条ただし書きの規定により、治療上の理由により医師が自ら薬剤を調剤し、投与することが認められているが、無診察治療を禁止する医師法第 20 条の規定により、医師が無診察で処方することはできない。
- 医師法第 22 条ただし書き等については、処方せんの交付により薬剤名等が明らかになると診療上不都合がある場合等、合理的な理由がある場合に限り、医師による薬剤の調剤、投与が認められており、患者側の視点等も踏まえその取扱いを考慮する必要があるため、直ちに削除することは困難と考える。

回 答 様 式

NO	28-006	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------------	-----------	-----	-------

件 名	薬局の公益性について
要 望 趣 旨	公益法人（薬剤師会）の強制設立、仮称・薬局法人（公益性の高い法人格）など、薬局の公益性を担保する法制度の整備を進めていただきたい。
<p>【回答】</p> <p>調剤を実施する薬局は、医療法において医療提供施設に位置づけられており、国民の健康の保持に寄与することが求められている。</p> <p>昨年10月に策定・公表した「患者のための薬局ビジョン」においても、薬剤師・薬局に対して、多職種と連携し積極的に地域活動に関わるといった取組を行うこと等を求めており、今後もこうした取組を通して薬局の公益的な活動を推進してまいりたい。</p>	